

1 事前調査の目的

改正感染症法により、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定（医療措置協定）を締結する仕組みが法定化されたことを受け、協定締結に先立ち、各医療機関の対応見込みを把握するため、事前調査を実施します。

（参考資料 6 感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドラインにおける国方針）

2 調査対象

県内すべての病院・診療所・薬局・訪問看護事業所

3 調査方法

調査票を郵送し、インターネット経由で回答を収集

4 調査期間

令和 5 年 7 月 24 日（月）～ 8 月 8 日（火）

5 調査項目

下表のとおり（対象種別に応じた協定の各項目）

	i) 病床	ii) 発熱外来	iii) 自宅療養者等への医療の提供	iv) 後方支援	v) 人材派遣	vi) 個人防護具の備蓄
病院・診療所	○ (無床診療所を除く)	○	○	○ (無床診療所を除く)	○	○
薬局	—	—	○	—	—	○
訪問看護事業所	—	—	○	—	—	○

6 今後のスケジュール

R 5. 10 月頃～ 調査結果に基づき、各機関と個別に協議
協議が整った機関から協定を締結



協定を締結した医療機関のうち、

- ・ 下記機関（※）を、第 1 種・第 2 種協定指定医療機関に指定
- ・ 公的医療機関・特定機能病院・地域医療支援病院に対しては、医療提供義務の通知

R 6. 3 月まで 協定締結完了の大枠の目途を立てる

（※）協定指定医療機関について

	第 1 種協定指定医療機関	第 2 種協定指定医療機関		
機関の種類	病院・診療所	病院・診療所	薬局	訪問看護事業所
協定の種類	i) 病床の確保	ii) 発熱外来	—	—
		iii) 自宅療養者等への医療の提供		

※第 1 種・第 2 種協定指定医療機関により実施される入院医療・外来医療・在宅医療は、公費負担医療の対象となります。

<参考> 協定指定医療機関の指定基準

	第1種協定指定医療機関	第2種協定指定医療機関
機関の種類	病院・診療所	
協定の種類	i) 病床の確保	ii) 発熱外来
指定基準	○当該機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染の防止その他必要な措置の実施が可能であること。	
	○患者等がお互いに可能な限り接触することがなく、診察することができること等の院内感染対策を適切に実施しながら、必要な医療の提供が可能であること。	
	○新型インフルエンザ等感染症発生等公表期間に、知事からの要請を受けて、感染症患者を入院させ、必要な医療を提供する体制が整っていると認められること。	○新型インフルエンザ等感染症発生等公表期間に、知事からの要請を受けて、外来医療を提供する体制が整っていると認められること。

	第2種協定指定医療機関		
機関の種類	病院・診療所	薬局	訪問看護事業所
協定の種類	iii) 自宅療養者等への医療の提供		
指定基準	○当該機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染の防止その他必要な措置の実施が可能であること。		
	○新型インフルエンザ等感染症発生等公表期間に、知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対してオンライン診療等の医療を提供する体制が整っていると認められること。	○新型インフルエンザ等感染症発生等公表期間に、知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して医薬品等対応を行う体制が整っていると認められること。	○新型インフルエンザ等感染症発生等公表期間に、知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して訪問看護を行う体制が整っていると認められること。